

第207期 中間決算公告

2018年12月21日

三重県四日市市西新地7番8号
株式会社三重銀行
取締役頭取 渡辺 三憲

中間連結貸借対照表（2018年9月30日現在）

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 預 け 金	134,235	預 金	1,694,711
コールローン及び買入手形	3,045	譲渡性預金	74,702
買 入 金 錢 債 権	97	債券貸借取引受入担保金	29,748
商 品 有 働 証 券	78	借 用 金	41,459
有 働 証 券	443,342	外 国 為 替	0
貸 出 金	1,369,346	そ の 他 負 債	14,246
外 国 為 替	1,561	賞 与 引 当 金	554
そ の 他 資 産	37,579	退職給付に係る負債	167
有 形 固 定 資 産	10,617	執行役員退職慰労引当金	74
無 形 固 定 資 産	2,352	株 式 紙 付 引 当 金	7
退職給付に係る資産	4,468	睡眠預金払戻損失引当金	180
繰 延 税 金 資 産	289	繰 延 税 金 負 債	11,833
支 払 承 諾 見 返	7,744	支 払 承 諮	7,744
貸 倒 引 当 金	△ 5,235	負 債 の 部 合 計	1,875,430
		(純資産の部)	
		資 本 金	15,295
		資 本 剰 余 金	11,256
		利 益 剰 余 金	77,308
		株 主 資 本 合 計	103,860
		その他有価証券評価差額金	29,274
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 213
		退職給付に係る調整累計額	803
		その他の包括利益累計額合計	29,865
		非 支 配 株 主 持 分	366
		純 資 産 の 部 合 計	134,092
資 产 の 部 合 計	2,009,522	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	2,009,522

中間連結損益計算書

〔 2018年 4月 1日から
2018年 9月30日まで 〕

(単位:百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	17,323
資 金 運 用 収 益	8,719
(う ち 貸 出 金 利 息)	(6,753)
(う ち 有 価 証 券 利 息 配 当 金)	(1,898)
役 務 取 引 等 収 益	3,492
そ の 他 業 務 収 益	542
そ の 他 経 常 収 益	4,568
経 常 費 用	14,059
資 金 調 達 費 用	442
(う ち 預 金 利 息)	(224)
役 務 取 引 等 費 用	780
そ の 他 業 務 費 用	8
営 業 経 常 費 用	9,362
そ の 他 経 常 費 用	3,465
経 常 利 益	3,264
特 別 利 益	0
固 定 資 産 処 分 益	0
特 別 損 失	21
固 定 資 産 処 分 損	2
減 損 損 失	18
税 金 等 調 整 前 中 間 純 利 益	3,243
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	839
法 人 税 等 調 整 額	51
法 人 税 等 合 計	891
中 間 純 利 益	2,352
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 中 間 純 利 益	6
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 中 間 純 利 益	2,345

中間連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等 5社

三重銀総合リース株式会社

株式会社三重銀カード

三重銀信用保証株式会社

三重銀コンピュータサービス株式会社

株式会社三十三総研

なお、2018年8月1日付で、株式会社三重銀総研は株式会社三十三総研に商号を変更しております。

② 非連結の子会社及び子法人等

該当ございません。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当ございません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 5社

(4) 開示対象特別目的会社に関する事項

該当ございません。

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っています。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年～50年

その他 3年～20年

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法は、従来、定率法を採用していましたが、当中間連結会計期間より、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法に変更しております。当行は、株式会社第三銀行との経営統合に伴う連結グループ会計方針の統一を契機として、減価償却方法を見直した結果、建物等は長期安定的に使用され、その使用価値は存続期間を通じて概ね一定であるため、使用実態に合わせて減価償却方法を定額法へ変更することが、経営の実態をより適切に反映するものと判断いたしました。

この変更により、従来の方法によった場合と比べて、当中間連結会計期間の経常利益及び税金等調整前中間純利益はそれぞれ38百万円増加しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、

当行及び連結される子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」

（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2012年7月4日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

また、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額

と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しております。

連結される子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 執行役員退職慰労引当金の計上基準

執行役員退職慰労引当金は、当行の執行役員への退職慰労金の支払いに備えるため、執行役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(8) 株式給付引当金の計上基準

株式給付引当金は、役員株式給付規程に基づく当行の取締役等への株式会社三十三フィナンシャルグループ普通株式の給付等に備えるため、当中間連結会計期間末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引き当てております。

(10) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、連結される子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(11) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建の資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(12) 重要なヘッジ会計の方法

① 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相關関係の検証により有効性の評価をしております。

② 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建の金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 2002年7月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することによ

りヘッジの有効性を評価しております。

(13) 消費税等の会計処理

当行及び連結される子会社の消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産等に係る控除対象外消費税等はその他資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

(会計方針の変更)

従来、控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しておりましたが、株式会社第三銀行との経営統合に伴う連結グループ会計方針の統一を契機として、会計処理を見直した結果、当中間連結会計期間よりその他資産に計上し、5年間で均等償却を行う方法に変更しております。

この変更による当中間連結会計期間の中間連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

(14) その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

収益及び費用の計上基準

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準については、リース料受取時に経常収益と経常費用を計上する方法によっております。

表示方法の変更

株式会社第三銀行との経営統合に伴う連結グループ表示方法の統一を契機として、表示方法を見直した結果、以下の表示方法の変更を行っております。

(中間連結損益計算書関係)

1. 従来、住宅ローン等の団体信用生命保険制度の受取配当金は、「その他経常収益」に計上しておりましたが、当中間連結会計期間より「役務取引等費用」に当該保険制度の支払保険料と相殺し計上しております。

この変更により、従来の方法によった場合と比べて、当中間連結会計期間の「その他経常収益」及び「役務取引等費用」がそれぞれ85百万円減少しております。

2. 従来、投資信託の解約損益は、「その他業務収益」又は「その他業務費用」に計上していましたが、当中間連結会計期間より「資金運用収益」中の「有価証券利息配当金」に計上しております。

この変更による当中間連結会計期間の中間連結財務諸表に与える影響はございません。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,611百万円、延滞債権額は14,335百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(1965年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は68百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は950百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄などの債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は

16, 965百万円であります。

なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、3, 523百万円であります。
6. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号 2014年11月28日)に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、2, 001百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 122, 084百万円

担保資産に対応する債務

預 金 2, 154百万円

債券貸借取引受入担保金 29, 748百万円

借用金 28, 000百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ取引及び公金事務取扱等の取引の担保として、有価証券 15, 743百万円及びその他資産 55百万円を差し入れております。

また、その他資産には、金融商品等差入担保金 781百万円、中央清算機関差入証拠金 3, 900百万円及び敷金・保証金 1, 135百万円が含まれております。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、292, 392百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 247, 547百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結される子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結される子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 有形固定資産の減価償却累計額 20, 055百万円

10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は 24, 580百万円であります。

11. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率（国内基準）は、8.08%であります。

(中間連結損益計算書関係)

1. 「その他経常収益」には、株式等売却益 604百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額 238百万円を含んでおります。
3. 中間包括利益 5, 294百万円

(金融商品関係)

○金融商品の時価等に関する事項

2018年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。また、中間連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	中間連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	1 3 4, 2 3 5	1 3 4, 2 3 5	—
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	5, 0 0 0	5, 0 4 7	4 7
その他有価証券	4 3 6, 7 0 8	4 3 6, 7 0 8	—
(3) 貸出金	1, 3 6 9, 3 4 6		
貸倒引当金（*1）	△ 4, 3 6 7		
	1, 3 6 4, 9 7 9	1, 3 6 7, 7 1 2	2, 7 3 3
資産計	1, 9 4 0, 9 2 2	1, 9 4 3, 7 0 3	2, 7 8 0
(1) 預金	1, 6 9 4, 7 1 1	1, 6 9 4, 7 1 0	△ 1
(2) 譲渡性預金	7 4, 7 0 2	7 4, 7 0 2	—
(3) 債券貸借取引受入担保金	2 9, 7 4 8	2 9, 7 4 8	—
(4) 借用金	4 1, 4 5 9	4 1, 2 9 2	△ 1 6 6
負債計	1, 8 4 0, 6 2 0	1, 8 4 0, 4 5 2	△ 1 6 7
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	3, 4 9 2	3, 4 9 2	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(3 0 5)	(3 0 5)	—
デリバティブ取引計	3, 1 8 7	3, 1 8 7	—

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 产

(1) 現金預け金

預け金については、満期のないもの又は預入期間が短期間（1年以内）のものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券及び投資信託は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

私募債は内部格付に基づく区分ごとに、元利金及び保証料の合計額を同様の取引を行った場合に想定される利率及び保証料率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるもので要管理先に対するもの以外のものは、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。要管理先に対するもの及び固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価しております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負 債

(1) 預金、及び(2)譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、預金の種類ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を基礎として算定しております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 債券貸借取引受入担保金

債券貸借取引受入担保金については、約定期間が短期間（1年以内）のものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 借用金

借用金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結される子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ・金利キャップ・金利スワップション）、通貨関連取引（通貨スワップ・先物外国為替・通貨オプション）であり、割引現在価値、オプション価格計算モデル等により算出しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	中間連結貸借対照表計上額
① 非上場株式 (*1)	767
② 組合出資金 (*2)	866
合 計	1,634

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券（2018年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結 貸借対照表計上額 を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	5, 000	5, 047	47
	外国債券	5, 000	5, 047	47
	その他	—	—	—
	小計	5, 000	5, 047	47
時価が中間連結 貸借対照表計上額 を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	外国債券	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合 計		5, 000	5, 047	47

2. その他有価証券（2018年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借 対照表計上額が 取得原価を超え るもの	株式	56, 264	20, 767	35, 496
	債券	193, 356	191, 580	1, 776
	国債	81, 399	80, 701	697
	地方債	55, 817	55, 393	423
	短期社債	—	—	—
	社債	56, 139	55, 484	654
	その他	67, 329	60, 145	7, 184
	外国債券	41, 426	38, 945	2, 480
	その他	25, 903	21, 199	4, 703
	小計	316, 950	272, 493	44, 456
中間連結貸借 対照表計上額が 取得原価を超え ないもの	株式	328	375	△ 47
	債券	40, 909	41, 133	△ 223
	国債	7, 914	7, 999	△ 84
	地方債	24, 630	24, 706	△ 75
	短期社債	—	—	—
	社債	8, 364	8, 428	△ 63
	その他	78, 520	80, 764	△ 2, 244
	外国債券	33, 527	33, 838	△ 310
	その他	44, 992	46, 926	△ 1, 933
	小計	119, 758	122, 273	△ 2, 515
合 計		436, 708	394, 767	41, 940

(金銭の信託関係)

該当ございません。

(賃貸等不動産関係)

該当ございません。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 9,934円00銭

1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額 174円24銭